



埼玉県報

第 2 4 2 6 号
平成24年9月21日
金 曜 日

目 次

規則

- [埼玉県行政組織規則の一部を改正する規則\(改革推進課\)](#)
- [埼玉県生活環境保全条例施行規則の一部を改正する規則\(大気環境課\)](#)
- [埼玉県浄化槽保守点検業者登録条例施行規則の一部を改正する規則\(水環境課\)](#)
- [埼玉県医師育成奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則\(医療整備課\)](#)
- [埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則\(河川砂防課\)](#)
- [埼玉県県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則\(住宅課\)](#)
- [管理職手当に関する規則の一部を改正する規則\(総務給与課\)](#)

告示

- [特定非営利活動法人の定款変更に係る公告\(南西部地域振興センター\)](#)
- [土壤汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定の全部解除\(水環境課\)](#)
- [草加都市計画生産緑地地区の変更\(みどり再生課\)](#)
- [介護保険法による介護老人保健施設の開設の許可\(高齢介護課\)](#)
- [身体障害者福祉法第15条の医師の指定\(障害者福祉推進課\)](#)
- [身体障害者福祉法第15条の医師の指定の辞退\(障害者福祉推進課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の新設に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [埼玉県水源地域保全条例の規定に基づく水源地域の指定\(森づくり課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [埼玉県建築計画概要書等閲覧規程の一部を改正する告示\(建築安全課\)](#)
- [軽油引取税に係る特約業者の指定取消告示\(川越県税事務所\)](#)
- [県道深谷飯塚線の区域の変更\(熊谷県土整備事務所\)](#)
- [県道深谷飯塚線の供用の開始\(熊谷県土整備事務所\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事のうち公共施設に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [選挙管理委員会の招集\(選挙管理委員会\)](#)

規 則

埼玉県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年九月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第五十九号

埼玉県行政組織規則の一部を改正する規則

埼玉県行政組織規則（昭和四十二年埼玉県規則第一号）の一部を次のように改正する。

第十六条の表埼玉県利根地域振興センターの項、第十七条の表埼玉県春日部県税事務所の項及び第十九条の二の表埼玉県東部環境管理事務所の項中「幸手市」の下に「、白岡市」を加える。

第十九条の六第二項の表埼玉県東部中央福祉事務所の項中「吉川市」の下に「、白岡市」を加える。

第二十条の表埼玉県中央児童相談所の項中「蓮田市」の下に「、白岡市」を加え、「、南埼玉郡のうち白岡町」を削り、同表埼玉県越谷児童相談所の項中「のうち宮代町」を削る。

第二十五条の表埼玉県幸手保健所の項中「、幸手市」の下に「、白岡市」を加える。

第二十八条の表埼玉県春日部保健所の項、第三十七条の表埼玉県中央家畜保健衛生所の項、第六十六条第二項の表埼玉県春日部農林振興センターの項及び第九十九条第二項の表中「吉川市」の下に「、白岡市」を加える。

第一百八条第二項の表埼玉県杉戸県土整備事務所の項中「幸手市」の下に「、白岡市」を加える。

第一百三十一条の十四第二項の表埼玉県越谷建築安全センターの項中「吉川市」の下に「、白岡市」を加える。

附 則

この規則は、平成二十四年十月一日から施行する。

規 則

埼玉県生活環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年九月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第六十号

埼玉県生活環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県生活環境保全条例施行規則（平成十三年埼玉県規則第百号）の一部を次のように改正する。

別表第四第一号口の付表二の項中「ふじみ野市」の下に「、白岡市」を加え、「及び白岡町」を削り、同表第三号口の表の備考五中「坂戸市」の下に「、白岡市」を加え、「、児玉郡美里町及び南埼玉郡白岡町」を「及び児玉郡美里町」に改める。

別表第十五第一号、別表第十六第一号及び別表第二十四第一号中「ふじみ野市」の下に「、白岡市」を加え、「及び白岡町」を削る。

附 則

この規則は、平成二十四年十月一日から施行する。

規 則

埼玉県浄化槽保守点検業者登録条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年九月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第六十一号

埼玉県浄化槽保守点検業者登録条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県浄化槽保守点検業者登録条例施行規則(昭和六十年埼玉県規則第九十五号)の一部を次のように改正する。

様式第一号(第四面)中「町」を「市」に、「市」を「町」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成二十四年十月一日から施行する。
- 2 改正前の埼玉県浄化槽保守点検業者登録条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

規 則

埼玉県医師育成奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年九月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第六十二号

埼玉県医師育成奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県医師育成奨学金貸与条例施行規則（平成二十四年埼玉県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

別表中「幸手市」の下に「、白岡市」を加え、「及び白岡町」を削る。

附 則

この規則は、平成二十四年十月一日から施行する。

規 則

埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年九月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第六十二号

埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例施行規則（平成十八年埼玉県規則第七十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一の付表中「~~世世世~~」を「~~世世世~~ 田園世」に、「~~町代町~~ 田園町」を「~~町代町~~」に改める。

附 則

この規則は、平成二十四年十月一日から施行する。

規則

埼玉県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年九月二十一日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第六十四号

埼玉県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県営住宅条例施行規則（昭和五十一年埼玉県規則第四十二号）の一部を次のように改正する。

別表中二九六の項及び二九七の項を削り、二九五の項を二九七の項とし、二七二の項から二九四の項までを二項ずつ繰り下げ、二七一の項の次に次のように加える。

二七二	白岡つつじが丘住宅	白岡市西	中層耐火	六八・〇〇	五二
二七三	白岡下大崎住宅	白岡市下大崎	中層耐火	六三・八四	五一

附則

この規則は、平成二十四年十月一日から施行する。

規則

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年九月二十一日

埼玉県人事委員会委員長 金野 俊男

埼玉県人事委員会規則七―九四六

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―一）の一部を次のように改正する。

別表第一警察本部の部を次のように改める。

警察本部	
<p>参事（人事委員会が定めるものに限る。） 財務局長 組織犯罪対策局長 運転免許本部長 方面本部長 参事 参事官 理事官 警察学校長 警察署長（浦和、浦和東、浦和西、大宮、大宮東、蕨、川口、武南、朝霞、新座、草加、上尾、鴻巣、川越、東入間、所沢、狭山、西入間、東松山、熊谷、深谷、加須、春日部、越谷、久喜、吉川） 警察本部の課（室・所・隊）長 監察官 聴聞官 管理官 訟務官 主席師範 総括調査官</p>	<p>一種 二種 三種</p>

<p>市警察部副部長 市警察部の課長 方面本部副本部長 警察学校副校長 警察署長 警察署副署長（浦和、浦和東、浦和西、大宮、大宮東、大宮西、蕨、川口、武南、朝霞、新座、草加、上尾、鴻巣、川越、東入間、所沢、狭山、西入間、飯能、東松山、秩父、熊谷、深谷、加須、岩槻、春日部、越谷、久喜、吉川）</p>	<p>主席調査官 主席指導官 主席専門官 公安委員会室長 取調べ監督室長 けいさつ総合相談センター所長 音楽隊長 情報セキュリティ対策室長 照会センター所長 留置センター所長 監査室長 装備技術センター所長 採用センター所長 犯罪被害者支援室長 企画調整室長 現任教養推進室長 生活安全指導室長 防犯のまちづくり推進室長 生活安全特別捜査隊長 少年サポートセンター所長 環境犯罪対策室長 地域指導室長 航空隊長</p>
<p>四種</p>	

	<p>刑事指導室長 検視調査室長 暴力団排除対策室長 交通安全対策推進室長 放置駐車対策センター所長 交通管制センター所長 交通反則通告センター所長 外事特別捜査隊長 国際テロリズム対策室長 次席（人事委員会が定めるものに限る。） 特別機動警察隊長 初任教養部長 警察署副署長</p>	
<p>次席 副隊長 術科教養部長</p>		<p>五種</p>

附 則

この規則は、平成二十四年九月二十四日から施行する。

告 示

埼玉県告示第千二百七十四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-ngo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十四年九月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十四年九月十日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人子育て支援センターたんぼぼ

三 代表者の氏名

柳川 道子

四 主たる事務所の所在地

埼玉県ふじみ野市大井中央一丁目九番二十二号

五 定款に記載された目的

この法人は、子育て世帯や生活サポートを必要とする広域の市民に対し、必要な育児サポートと介護及び各種の福祉サービスをを行い、住民福祉の向上に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千二百七十五号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定に基づき、平成二十四年埼玉県告示第百一十一号により指定した区域の指定を次のとおり全部解除する。

平成二十四年九月二十一日

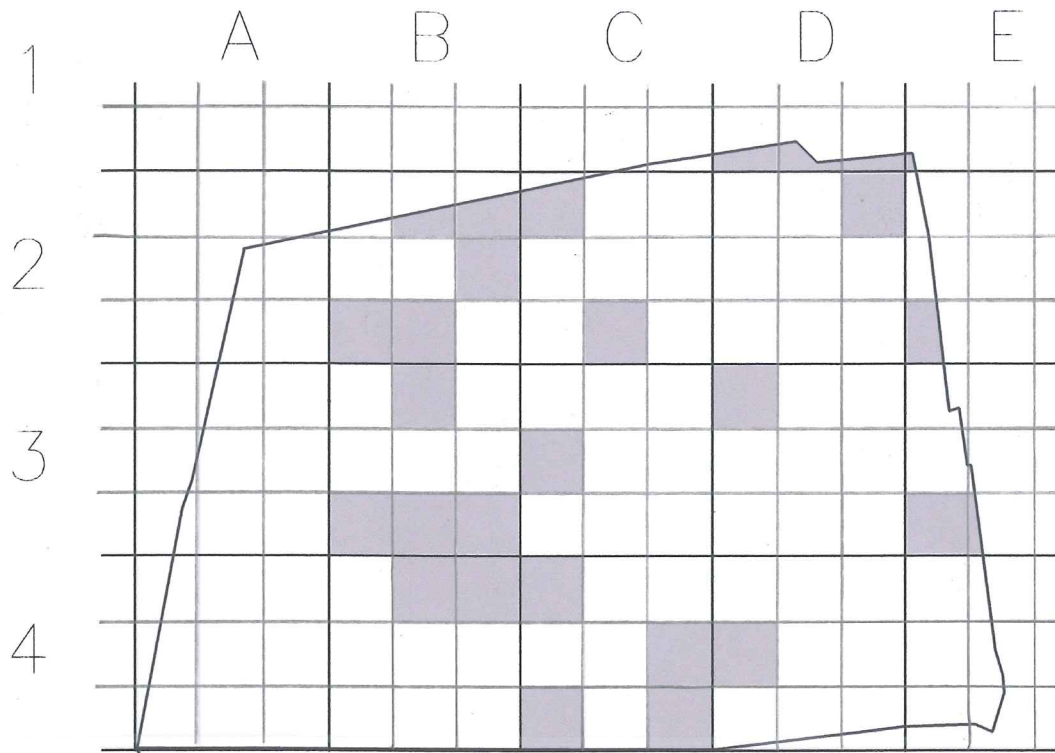
埼玉県知事 上 田 清 司

一 形質変更時要届出区域としての指定を解除する区域

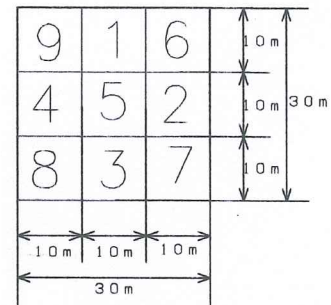
別図のとおり（埼玉県八潮市大字南後谷字粒田北百二十番二の一部、百二十三番一の一部、百二十三番三の一部、百九十九番一の一部及び二百二十九番一の一部及び二百二十九番七の一部）

二 講じられた汚染の除去等の措置

基準不適合土壌の掘削による除去



起点



起点

起点は八潮市南後谷
123番2の最北端とする

告 示

埼玉県告示第千二百七十六号

三郷市から草加都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり再生課において縦覧に供する。

平成二十四年九月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千二百七十七号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第九十四条第一項の規定により、次のとおり介護老人保健施設の開設を許可した。

平成二十四年九月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

介護保険 事業所番号	施設名称	施設所在地	サービスの種類	開設者の名称又は氏名	許可年月日
1152280010	介護老人保健施設 志木瑞穂の里	埼玉県志木市上宗岡 2 丁目 20-17	介護老人保健施設	医療法人 瑞穂会	平成 24 年 8 月 28 日

告 示

埼玉県告示第千二百七十八号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により医師を指定したので、身体障害者福祉法施行細則（平成五年埼玉県規則第三十九号）第一条の規定により告示する。

平成二十四年九月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

医師の氏名	指定障害区分	診療科名	医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
金子 明博	視覚障害	眼科	上福岡駅前アイクリニック	ふじみ野市上福岡六―四―五 メディアカルセンター上福岡二 F	平成二十四年九月十四日
広川 英一	視覚障害	眼科	医療法人顕正会蓮田病院	蓮田市大字根金字大山一六六 二―一	同
横井 多恵	視覚障害	眼科	川口市立医療センター	川口市大字西新井宿一八〇	同
齊藤 秀行	聴覚障害、音声・ 言語機能障害、そ しゃく機能障害	耳鼻咽喉科	斉藤耳鼻咽喉科医院	所沢市西住吉六―二―二	同
高峰 敦	平衡機能障害、音 声・言語機能障害、 そしゃく機能障害	耳鼻咽喉科	三郷中央総合病院	三郷市幸房七四五	同
野口 雄五	聴覚障害、平衡機 能障害、音声・言 語機能障害、そし ゃく機能障害	耳鼻咽喉科	川口市立医療センター	川口市大字西新井宿一八〇	同

林 健	音声・言語機能障 害、そしやく機能 障害	神経内科	埼玉医科大学国際医療センタ 	日高市山根一三九七一	同
石田 将也	肢体不自由	整形外科	医療法人社団武蔵野会新座志 木中央総合病院	新座市東北一七一二	同
井上 洋	肢体不自由	脳神経外科	医療法人社団哺育会白岡中央 総合病院	南埼玉郡白岡町小久喜九三八 一一二	同
内野 正隆	肢体不自由	整形外科	北里大学北里研究所メデイカ ルセンター病院	北本市荒井六一〇〇	同
占部 憲	肢体不自由	整形外科	北里大学北里研究所メデイカ ルセンター病院	北本市荒井六一〇〇	同
大塚 邦之	肢体不自由	神経内科	独立行政法人国立病院機構埼 玉病院	和光市諏訪二一一	同
大山 安正	肢体不自由	整形外科	獨協医科大学越谷病院	越谷市南越谷二一一五〇	同
織田 徹也	肢体不自由	整形外科	埼玉医科大学国際医療センタ 	日高市山根一三九七一	同
加藤 宏一	肢体不自由	脳神経外科	埼玉県済生会栗橋病院	久喜市小右衛門七一四一六	同

吉川 淳	肢体不自由	救命救急科、整形外科	埼玉医科大学国際医療センター	日高市山根一三九七一	同
杉山 恵一郎	肢体不自由	リハビリテーション科	埼玉セントラル病院	入間郡三芳町上富二一七七	同
林 健	肢体不自由	神経内科	埼玉医科大学国際医療センター	日高市山根一三九七一	同
林 俊吉	肢体不自由	整形外科	独立行政法人国立病院機構埼玉病院	和光市諏訪二一一	同
山岸 宏江	肢体不自由	リハビリテーション科	国立障害者リハビリテーションセンター病院	所沢市並木四一一	同
稲垣 裕	心臓機能障害	循環器内科	草加市立病院	草加市草加二一二一一	同
高橋 隆一	心臓機能障害	内科	医療法人社団哺育会白岡中央総合病院	南埼玉郡白岡町小久喜九三八 一一二	同
明石 真和	じん臓機能障害	腎臓内科	イムス三芳総合病院	入間郡三芳町藤久保二六六一	同

高田 茂	じん臓機能障害	腎臓内科	草加市立病院	草加市草加二―二二―一	同
田中 純子	じん臓機能障害	内科	医療法人社団武蔵野会朝霞台 中央総合病院	朝霞市西弁財一―八―一〇	同
藤本 鴻飛	小腸機能障害	外科	鴻巣外科胃腸科	鴻巣市鴻巣一―九五―一	同
水野 康司	肝臓機能障害	内科	医療法人社団みずの会みずの 内科クリニック	所沢市中新井四―二七―四	同

告 示

埼玉県告示第千二百七十九号

身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第三条第二項の規定により指定の辞退があつたので、身体障害者福祉法施行細則（平成五年埼玉県規則第三十九号）第一条の規定により告示する。

平成二十四年九月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

医師の氏名	指定障害区分	医療機関の名称	医療機関の所在地	辞退年月日
大野 康治	ぼうこう又は直腸機能障害、肝臓機能障害	埼玉医科大学病院	入間郡毛呂山町毛呂本郷三八	平成二十四年五月三十一日
大泉 英樹	肢体不自由	越谷市立病院	越谷市東越谷一〇―四七―一	平成二十四年七月十九日
小島 照夫	視覚障害	えのき眼科	狭山市南入曾五五四―一	平成二十四年八月一日
土方 直也	呼吸器機能障害	医療法人若葉会若葉病院	坂戸市戸宮六〇九	平成二十四年八月一日

告 示

埼玉県告示第千二百八十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年九月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

SHOPPING CENTER SOYOCA FUJIMINO

埼玉県ふじみ野市うれし野二丁目十番三号

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前） ジャストサービス株式会社 代表取締役社長 江原秀夫

東京都豊島区東長崎五 七 十二アーバンヒルズ東長崎一〇一

外 計三十八者

（変更後） 株式会社三越伊勢丹フードサービス 代表取締役社長 市森暁

東京都中央区豊海町三 十六 外 計二十八者

ハ 変更年月日

平成二十四年六月二十九日

ニ 届出年月日

平成二十四年九月十二日

二 縦覧期間

平成二十四年九月二十一日から平成二十五年一月二十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十四年九月二十一日から平成二十五年一月二十一日まで

□ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第千二百八十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年九月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベイシア本庄早稲田モール

埼玉県本庄市本庄都市計画事業本庄早稲田駅周辺土地区画整理事業四十三街区一画地外

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

株式会社ベイシア 代表取締役 赤石好弘

群馬県前橋市亀里町九百番地

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社ベイシア 代表取締役 赤石好弘

群馬県前橋市亀里町九百番地

株式会社カインズ 代表取締役 土屋裕雅

群馬県高崎市高関町三百八十番地

株式会社オートアールズ 代表取締役 土屋嘉雄

群馬県伊勢崎市日乃出町二百九十二番地 外未定

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十五年五月十二日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

二万四百六十七平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 一一九三台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 一二六台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 五二九平方メートル
廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 一〇五立方メートル

へ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

株式会社ベイシア 午前九時から午後九時

株式会社カインズ 午前八時から午後九時

株式会社オートアールズ 午前九時から午後九時

専門店（未定） 午前〇時から翌午前〇時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前七時三十分から午後九時三十分（一部、午前〇時から翌午前〇時）

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 八か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後九時

ト 届出年月日

平成二十四年九月十一日

二 縦覧期間

平成二十四年九月二十一日から平成二十五年一月二十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十四年九月二十一日から平成二十五年一月二十一日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第千二百八十二号

埼玉県水源地域保全条例（平成二十四年埼玉県条例第二十二号）第六条第一項の規定により、次の区域を水源地域として指定する。

平成二十四年九月二十一日

埼玉県知事 上田清司

市町村	大字
秩父市	伊古田、浦山、太田、大宮、小柱、上影森、久那、黒谷、定峰、品沢、下影森、田村、寺尾、栃谷、堀切、別所、蒔田、山田、上吉田、下吉田、吉田阿熊、吉田石間、吉田太田部、吉田久長、大滝、中津川、三峰、荒川小野原、荒川上田野、荒川久那、荒川白久、荒川贅川、荒川日野
飯能市	赤沢、吾野、阿須、井上、岩渕、大河原、落合、上赤工、上長沢、上名栗、上畑、上直竹下分、上直竹上分、唐竹、荻生、北川、久須美、小岩井、小瀬戸、坂石、坂石町分、坂元、下赤工、下直竹、下名栗、下畑、白子、高山、虎秀、長沢、永田、中藤上郷、中藤中郷、中藤下郷、中山、原市場、飯能、平戸、南、南川
本庄市	児玉町秋山、児玉町飯倉、児玉町稲沢、児玉町河内、児玉町元田、児玉町小平、児玉町塩谷、児玉町高柳、児玉町太駄、児玉町宮内
日高市	北平沢、高麗本郷、清流、高岡、新堀、山根、横手
毛呂山町	阿諏訪、大谷木、小田谷、権現堂、宿谷、滝ノ入、毛呂本郷
越生町	上野、大谷、越生、上谷、黒岩、黒山、小杉、鹿下、大満、龍ヶ谷、津久根、堂山、成瀬、西和田、如意、古池、麦原
嵐山町	鎌形、志賀、千手堂、遠山、平澤
小川町	青山、飯田、鞆負、笠原、上古寺、木部、木呂子、腰越、

										下里、下古寺、勝呂、中爪（字内洞、字菖蒲沢、字東野平に限る。）、原川、増尾
鳩山町										熊井、須江、高野倉、竹本
ときがわ町										大附、大野、柗平、雲河原、五明、関堀、瀬戸元上、瀬戸元下、田黒、田中、玉川、西平、馬場、番匠、日影、別所、本郷、桃木
横瀬町										芦ヶ久保、横瀬
皆野町										大渕、金崎、金沢、上日野沢、国神、下田野、下日野沢、野巻、三沢、皆野
長瀬町										井戸、岩田、風布、長瀬、中野上、野上下郷、本野上、矢那瀬
小鹿野町										飯田、伊豆沢、小鹿野、河原沢、三山、下小鹿野、長留、般若、日尾、藤倉、両神薄、両神小森
美里町										白石、円良田
神川町										池田、上阿久原、下阿久原、新宿、二ノ宮、矢納、渡瀬
寄居町										秋山、折原、風布、金尾、桜沢、末野、立原、西ノ入、鉢形、藤田、三品、寄居
東秩父村										大内沢、奥沢、坂本、白石、御堂、皆谷、安戸

ただし、右のうち都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第七条第一項に規定する市街化区域及び同法第八条第一項第一号に規定する用途地域は除く。

告 示

埼玉県告示第千二百八十三号

測量計画機関の長である川口市長岡村幸四郎から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年九月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

川口市

二 作業種類

公共測量（レベル二五 デジタルマッピング）

三 作業地域

川口市全域

四 作業期間

平成二十四年八月十五日から平成二十五年三月二十九日まで

告 示

埼玉県告示第千二百八十四号

測量計画機関の長である所沢市長藤本正人から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年九月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

所沢市

二 作業種類

公共測量（四級基準点測量、現況測量、地区界測量）

三 作業地域

所沢市東住吉 地内

四 作業期間

平成二十四年八月二十七日から平成二十五年三月二十八日まで

告 示

埼玉県告示第千二百八十五号

測量計画機関の長である八潮市長多田重美から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年九月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

八潮市

二 作業種類

公共測量（一、二級基準点測量（座標変換））

三 作業地域

八潮市全域

四 作業期間

平成二十四年六月十二日から平成二十五年三月十五日まで

告示

埼玉県告示第千二百八十六号

測量計画機関の長である国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年九月二十一日

埼玉県知事 上田清司

一 測量計画機関

国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所

二 作業種類

公共測量（基準点測量、水準測量）

三 作業地域

三郷市（一部）

四 作業期間

平成二十四年六月二十一日から平成二十四年十二月十四日まで

告 示

埼玉県告示第千二百八十七号

測量計画機関の長である国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年九月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所

二 作業種類

公共測量（基準点測量、水準測量）

三 作業地域

春日部市（一部）、幸手市（一部）、吉川市（一部）、北葛飾郡杉戸町（一部）、北葛飾郡松伏町（一部）

四 作業期間

平成二十四年六月二十一日から平成二十四年十一月十六日まで

告 示

埼玉県告示第千二百八十八号

測量計画機関の長である幸手市長渡辺邦夫から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年九月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

幸手市

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業地域

幸手市（一部）

四 作業期間

平成二十四年九月十八日から平成二十五年三月三十日まで

告 示

埼玉県告示第千二百八十九号

測量計画機関の長である戸田市長神保国男から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年九月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

戸田市

二 作業種類

公共測量（四級基準点設置・境界点取付け）

三 作業地域

戸市内

四 作業期間

平成二十四年八月二日から平成二十五年三月二十九日まで

告示

埼玉県告示第千二百九十号

埼玉県建築計画概要書等閲覧規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十四年九月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県建築計画概要書等閲覧規程の一部を改正する告示

埼玉県建築計画概要書等閲覧規程（昭和四十六年埼玉県告示第百四号）の一部を

次のように改正する。

別表埼玉県川越建築安全センター内の項の前に次のように加える。

埼玉県都市整備部建築安全課内	さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号	この表に掲げる区域の建築物等に係るもの（埼玉県建築基準法施行細則（昭和三十六年埼玉県規則第十五号）第十九条第二号に掲げる書類に限る。）
----------------	--------------------	---

別表埼玉県越谷建築安全センター内の項中「、鳩ヶ谷市」を削り、同表埼玉県杉戸県土整備事務所内の項中「幸手市」の下に「、白岡市」を加える。

附則

この告示は、平成二十四年十月一日から施行する。ただし、別表の改正規定（埼玉県杉戸県土整備事務所内の項の改正規定を除く。）は、公布の日から施行する。

告 示

埼玉県川越県税事務所長告示第四号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百四十四条の九第三項の規定により、次のとおり特約業者の指定を取り消した。

平成二十四年九月二十一日

埼玉県川越県税事務所長 高橋 貞治

氏名又は名称	有限会社野島商店
代表者の氏名	代表取締役 野島 秀夫
主たる事務所又は事業所の所在地	埼玉県新座市野寺二丁目十九番二十五号
指定取消年月日	平成二十四年七月三十一日

告 示

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第二十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十四年九月二十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年九月二十一日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 吉田 学

- 一 道路の種類 一般県道
- 二 路線名 深谷飯塚線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
深谷市明戸字駒帰八四〇番一 地先から同市上増田字菱沼九 六九番地先まで		区 間
一三・〇〇〇 一五・六〇	六・五〇 一五・六〇	敷地の幅員 (メートル)
五七五・〇〇		延長 (メートル)
道路改築工事		備 考

告 示

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第二十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十四年九月二十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年九月二十一日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 吉 田 学

深谷飯塚線	路線名
深谷市明戸字駒帰八四〇番一地从先から 同市上増田字菱沼九六九番地先まで	供用開始の区間
平成二十四年九月二十一日	供用開始の期日
延長五七五・〇〇メートル	備考

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十四年九月二十一日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十四年九月七日

指令川建セ第二三〇〇八七一号

二 検査済証番号

平成二十四年九月十八日

川建セ第二四〇〇四四号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡川島町大字吹塚字久保町八一三番一、八一四番三、八一四番四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡川島町大字吹塚八一四番地

田中 美知江

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十四年九月二十一日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十三年十一月二十二日

指令川建セ第二三〇〇八六〇号

二 検査済証番号

平成二十四年九月十八日

川建セ第二四 四五号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡吉見町大字中曽根字西組二五二番一、二五三番二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡滑川町月の輪二丁目一四番地六 ハピネスC101号

田中 健一

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十四年九月二十一日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十四年九月四日

指令川建セ第二三〇一二〇一号

二 検査済証番号

平成二十四年九月十八日

川建セ第二四〇〇四三号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡小川町大字角山字内手三八〇番五、三八二番三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡嵐山町大字川島二三二三番地三 一号

富岡 邦夫

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千六十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十四年九月二十一日

埼玉県越谷建築安全センター所長 寺 内 盛 幸

一 許可番号

平成二十四年九月三日

指令越建セ第二三〇〇七三一号

二 検査済証番号

平成二十四年九月十三日

越建セ第二九九一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字下高野字上河原六十八番三、六十八番六

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県久喜市高柳二千四百五十九一―二〇一

船橋 欣也

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千六十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事のうち次の公共施設に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十四年九月二十一日

埼玉県越谷建築安全センター所長 寺 内 盛 幸

一 許可番号

平成二十四年八月三十日

指令越建セ第二四〇〇二六一号

二 検査済証番号

平成二十四年九月十九日

越建セ第三〇六一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県北葛飾郡杉戸町内田二丁目二千四百四十八番一、二千四百四十八番二、

二千四百四十九番一、二千四百四十九番二、二千四百五十番一

四 公共施設の種類、位置及び区域

道路等

埼玉県北葛飾郡杉戸町内田二丁目二千四百四十八番一の一部、二千四百四十九番一

の一部

五 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県北葛飾郡杉戸町杉戸二丁目七番三号

太平ホーム 株式会社 代表取締役 平子 繁

告 示

埼玉県選管告示第四十七号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成二十四年九月二十一日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝 瀬 副 次

一 日時 平成二十四年九月二十五日 午後二時

二 場所 埼玉県選挙管理委員会室

三 議題

- ア 志木市議会議員一般選挙における当選の効力に関する審査の申立てについて
- イ その他